

行政の窓

平成25年度 北海道の木材関連施策について

北海道では、森林から生産される木材を人と環境にやさしい資材として有効に利用することは、資源の循環利用につながるものであり、山村地域の活性化を図る上でも重要だと考えています。

そこで、木材関連施策として、産出される木材を有効活用し、道民生活に木材・木製品の利用が定着することを目指す「道産木材・木製品の利用の促進」、道産木材などの付加価値を向上や安定的な生産・流通体制づくりを進める「木材産業の競争力の強化」、人と、木や森とのかかわりを主体的に考えられる豊かな心を育む「木育の推進」を柱に様々な取組を進めています。

(水産林務部林務局 林業木材課林業木材グループ)

北海道森林づくり条例 (第13条) 木材産業等の健全な発展

道産木材・木製品の利用の促進



公共施設での地域材利用



木材産業の競争力の強化

◎森林整備加速化・林業再生事業費 平成25年度当初予算額 (24年度予算) ※単位千円

- [調査・計画作成] 216,166 (137,456)
- ◆地域協議会の運営、調査・計画作成等に対し支援
 - ◆「地域材」の利用促進の取組
 - ◆木質バイオマス利用促進の取組
- [川下対策] 7,970,408 (2,185,013)
- ◆木造公共施設等整備への支援
 - ◆地域材利用拡大への支援
 - ◆木質バイオマスエネルギー利用施設への支援

◎木材需要促進対策事業費

- オホーツク森林産業振興協会事業費 7,045 (7,045)
 (「社」オホーツク森林産業振興協会)において木材・木製品の販路拡大等の各種取組を実施)

◎木材業者と建築業者の連携促進 600 (600)

民間住宅等関連施策 (国交省交付金を活用:建設部住宅局建築指導課計上事業)
 北の木の家等の道産木材を使った住宅の建築促進のため、木材業者と建築業者が連携して意見交換会や講習会等を実施し、両者のマッチングを図る取組に対する支援

◎地域材利用促進支援事業 231,463

木造住宅の建築や木製品等の購入の際に、構造躯体、内装等に地域材を利用するものに対しポイントを付与し、地域の農林水産物との交換等を行う取組に対する支援

多様な手法 (予算事業以外の取組)

- ◇(北の木の家) 優遇ローン制度構築への支援協力 (赤チャレ)
- ◇出前「地材地消」講座 (赤チャレ)

◎林業・木材産業構造改革事業費 212,962 (150,148)

(木材加工等施設の整備など)

◎森林整備加速化・林業再生事業費 [再掲]

[調査・計画作成]

- ◆地域材の情報発信力を強化し、地域材の道民生活への定着を図る取組
- ◆JAS 製材の品質確保と利用促進を図る取組
- ◆木質バイオマスの供給量を情報提供するシステム開発への支援

[川下対策]

- ◆建築用等木材処理加工施設の整備への支援
- ◆安定供給協定に基づく建築用間伐材等の流通コストへの支援
- ◆間伐材の流通円滑化に必要な資金

北海道森林づくり条例 (第14条) 道民の理解の促進 (第15条) 青少年の学習の機会の確保 (第16条) 道民等の自発的な活動の促進

木育の推進

木育に対する理解の促進

等

平成25年度当初予算額 (24年度予算) ※単位千円



木育マスター研修

- ◎協働の森づくり人材育成事業費 2,706 (5,302)
 (木育マスターの育成)

多様な手法 (予算事業以外の取組)

- ◇木育の産業化等に向けた支援 (赤チャレ)

※赤チャレ: 赤レンガ・チャレンジ事業 (北海道のゼロ予算事業)